

学校事故等の報告要領

学校安全課

【学校の対応】

(1) 報告しなければならない事故

<ul style="list-style-type: none"> ①交通事故（学校管理下、学校管理下外） <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故で本人・相手が救急搬送されたもの ②学校事故（学校管理下） <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程に位置付けられる教育活動に伴う事故 ・休憩時間、部活動等における事故 ・火災、自然災害等による人的被害 ・施設の瑕疵による事故等 ・学校管理下（部活動を含む）の熱中症 ・学校管理下のアレルギー症状（疑いを含む）、AED使用等による救急搬送 ③学校管理下外の重大事故 <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中における事故 ・教育活動以外の旅行先等での死亡・重傷事故 ・水難事故 ・火災、自然災害による被害等 ④防犯に関する事件・事故（学校管理下・学校管理下外） <ul style="list-style-type: none"> ・学校への不審者侵入 ・登下校中における誘拐事件等 <p><報告の目安></p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故、死亡のおそれのある事故 ・傷害の程度の重い事故（概ね骨折以上） ・頭部の事故、頭部の打撲や目や歯（欠損を含む）に関わるもの ・救急搬送された事故 ・損害賠償責任が発生する（安全配慮義務違反）おそれがある事故

(2) 報告の手順

①第一報	事故後すみやかに、別紙【様式1-1】（熱中症は【様式2-1】）を、市町村(組合)教育委員会へ、電子メールで送信し、電話で確認する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。 ※ただし、命に係わる重大事故や、やむなく校外から第一報を電話連絡する場合などは、この限りでない。 ○事故の状況等については、事実のみを具体的に記載することとし、推測や憶測を記載しないこと。 ○けがの程度によって、関係者から「命に別状なし」と伝えられることが多いが、それが 医師の判断であるかどうか を必ず確認すること。
②続報（追記）	必要に応じ、新しい情報を第一報に書き加え、電子メールで提出する。 基本調査についての報告は別紙【様式1-2】を使用する。	○様式は任意とし、各市町村(組合)教育委員会の管理規則に沿ったものとする。 ○公立幼稚園等、特定教育・保育施設は、死亡事故や重大事故について「特定教育・保育施設等 事故報告様式」に沿って報告すること。
③重大事故報告書	命に関わる重大事故については、事故の発生状況から、学校の対応等、全般についてまとめ、市町村(組合)教育委員会へ電子メールで提出する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。
④死亡報告書	事案発生後、詳細を別紙【様式2-2】にまとめ、市町村(組合)教育委員会へメールで提出する。	

(3) 報告の流れについて

①校長発 → 市町村(組合)教育委員会教育長 ・所定の様式（重大事故は任意）を、電子メールで提出する。
②市町村(組合)教育委員会教育長発 → 教育事務所長 ・鑑文と共に、学校長から提出された報告書を送付する。
③教育事務所長発 → 学校安全課長 ・鑑文と共に、学校長及び市町村(組合)教育委員会から提出された報告書を送付する。

【市町村(組合)教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村(組合)教育委員会は、学校長(担当者)から事故報告を受けた場合、すみやかに第一報を教育事務所へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 教育事務所は、市町村(組合)教育委員会からの報告を受けた場合、すみやかに学校安全課へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 事故の状況やけがの内容・程度、処置の状況等が判明するまで、かつ、児童生徒の容体が落ち着くまでは、随時学校と連絡を取り合い、教育事務所を通じて、学校安全課へ報告する。
※アレルギー症状(疑いを含む)による事案では、再発防止・未然防止等の対策に生かすために、管理指導表の写し(個人名を伏せて)の提出をお願いすることがあります。提出にあたっては、保護者の同意を得る等、配慮をお願いします。
- 市町村(組合)教育委員会は事故の状況やけがの内容によって、日本スポーツ振興センター名古屋支所へ連絡・相談する。